

伊賀市自治基本条例改正案パブリックコメント 意見一覧

意見数 : 32名 (うちWeb利用17名)、 62件

条番号等	分類	NO	意見等
第3条	意見	1	第1項各号の記載順序等について ①通常、何事も前提となる重要な事柄や優先すべき事項から順に記載することを考えた場合、改正案(3)(現行(2))に記載の「自然との共生」に関する事項は、全ての人間活動の根本基盤・大前提であるだけでなく、生きとし生けるもの全ての権利にも関わる事項なので、(1)に記載すべき条文は、改正案(3)の条文であるべきと考えます。
		2	②なお、本条文には、自然との共生と言いつつも、なぜか「資源の有効活用」に言及しているのみで「保全」や「保護」が言及されていないので、例えば、「(1)自然との共生を図り、地域が有する様々な資源の保全に努めるとともに、持続可能な形で有効に活用するなど、次世代に引き継ぐべき循環型の自然共生地域を形成する。」などが考えられます。
		3	③次いで、(2)に記載すべき条文は、改正案(2)(現行(1))の「補完性の原則」に関する条文であると考えます。その理由は、この「補完性の原則」という概念は、単に行政が市民を補完するとか、市民が行政を補完するという単純な意味ではなく、先ず最小の単位である「個人」が自分でできることは自分で行い、それが不可能な場合や非現実的な場合に限り、その部分のみを次の段階規模の主体で実施するという非常に発展した概念であり、正にこれからの社会の大原則となるべき概念であるため、また、他の全ての条例規則等との体系化を図ることにより、伊賀市の全ての大原則となるものですので、「自然との共生」に関する条文の次に記載すべきものと考えます。
		4	④その次に記載すべき条文は、改正案(4)(現行(3))の「情報の共有」に関する内容が相応しいと考えますが、この改正案(4)の冒頭部分「市民が情報を共有し」は、市民が主体の住民自治を成す上で極めて重要かつ基本的な事項であり、現在、これがなおざりにされていることによる弊害が極めて多大であることから、これに関しては基本理念と下位条項でしっかり掲げる必要があります。 その場合は、改正案(2)の「補完性の原則」に関する条項にて、例えば、「(2)補完性の原則に基づき、個人をはじめとする各主体の責務のもと、まちづくりに関する決定・実行をするとともに、市は、これらの意思決定や実行に必要な情報が各主体の構成員にまで共有できているか監督し、各主体の個性が生きた自治を形成する。」など、まとめて記述したほうがスムーズであると考えます。
		5	⑤また、改正案(4)(現行(3))には、「自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。」とありますが、おそらくここで述べている「自由に行き来」とは、藩政時代の「関所による移動の制限」に似た意味を指しているのではなく、単に、「相互交流・連携」を意図しているのならば、現代に於いてはもはや誰もが自由に行き来しているのであるから、例えば、「交流・連携しやすい環境づくりに努めるとともに」と記載したほうがよい。また、そういう意味ではなく、単にハード面である、「交通網の拡充」や「移動手段の利便性」のことも指しているのならば、なおさら本基本条例や、ましてその基本理念で掲げるレベルのものではなく、別途の条例、もしくは「新市建設計画」等のマスタープランで掲げるべき事項と思われる。
		6	⑥また、他圏域との交流や連携などは、昔から住民レベルでは買い物や婚姻関係などで行われており、敢えて掲げているのは、現在行政レベルで行われている「定住自立圏」に起因してのことと思われるが、このような信条的ではない実務レベルに近い事は、特段、基本理念で掲げるべきことではないと考えます。

条番号等	分類	NO	意見等
第3条	意見	7	<p>㊦最後に記載すべき条文は、改正案(1)の人権に関する条文と考えますが、この条文のみ、憲法第14条の規定とほぼ重複するものであり、また別途、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」を定めてあるのであるから、これにもそっくりそのまま重複している。自治基本条例の基本理念にまで掲げて取り組もうとする気持ちは理解できるが、それなら何故「差別」については基本理念に掲げるのに、その土台となる人づくりである「教育」に関しては基本理念に掲げないのか?ということにもなる。むしろ、あらゆる差別は、学校教育や社会教育の不備がもたらすものであると考えた場合、「人づくり」を書かずして、「差別」に関してだけを取り立てて記載するのも不自然であると思います。</p> <p>したがって、人権や差別に関しての文言を基本理念に掲げるのであれば、例えば「(3) 市民一人ひとりの人権が保障され、差別や問題を素通りすることのない市民を育む教育環境・社会を形成する。」といった深い視点でのものを掲げるべきです。</p>
		8	<p>㊧なお、上記の各提案の場合、総合計画や新市建設計画に記載の文言と整合が取れない場合が生じる可能性があります。その場合であっても、自治基本条例の記述に相応しい文言を用いるべきであり、その結果、総合計画や新市建設計画、各条例の文言を改訂する必要が生じたとしても、伊賀市の全ての規範となるべきは自治基本条例であるので、他方をこれの文言に合わせる必要があります。現行や改正案の【解説】にあるような、自治基本条例を各種計画や、まして他の条例に合わせるのではなく、本来は、他の条例や各種計画を自治基本条例に合わせて制定するものであることを念のため申し添えます。もし、総合計画や新市建設計画がこういう文言だから、自治基本条例にはその文言で書くべきと考えているなら、それは大きな間違いです。それは例えるなら、後から制定した各種法律や計画がこうだからと言って、「憲法」の文言を変えるようなものです。それでは市の方向性が時と場合によってグナグナになってしまいます。</p> <p>自治基本条例の改正は、そういう重厚な責任に基づいてなされるべきです。</p>

条番号等		分類	NO	意見等
第3条	第1号	意見	9	<p>見直し提案、第3条第1項の「部落差別をはじめとする」との文言は削除が必要である。</p> <p>「部落解放運動は、水平社の時代から、単に部落民のみならず、すべての人間の解放をめざす普遍的な原理に根ざしていた。決して部落差別だけが孤立して存在する問題ではなく、あらゆる差別は根底ではつながっているからである。</p> <p>さまざまな人権課題が存在するが、どの課題が大きいとか小さいとか、どの痛みが重いか軽いか、秤にかけるとはできない。</p> <p>日本社会では部落差別こそが最も深刻な問題であるという『部落差別最深刻論』の展開が、時には方向を間違えて排除の論理に陥り、他の人権課題に関わる人々との間に溝を生じさせたきらいがある。誤解もあるようだが、手を携えて活動すべき他のマイノリティ団体から『部落解放同盟と一緒にとなると、脇に追いやられてしまう』という不満の声が聞かれることもある」</p> <p>上記「 」：カッコ内文章は「提言」（註）からの一部引用である。</p> <p>註：「提言」</p> <p>2006年に発覚した運動団体関係者の、大阪での駐車場不正問題や京都・奈良など一連の不祥事の発覚の後、中央本部の要請によって設置された、部落解放運動に対する提言委員会（研究者・弁護士・マスコミ関係者15名によって構成）の提言「部落解放運動への提言・一連の不祥事の分析と部落解放運動の再生にむけて」（2007年12月12日付け）</p> <p>2016（平成28）年に成立した、部落差別解消推進法施行以降、いくつかの自治体で人権条例が制定されている。</p> <p>東京国立市では、全国水平社創立の年に共に運動をはじめた政党・運動団体や、様々なマイノリティ団体・市民との共同で制定に係り、2019（平成31）年「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が施行された。</p> <p>国立市の基本条例では、表題・前文、本文とも「部落差別をはじめとする」との文言は無い。</p> <p>伊賀市自治基本条例第58条（この条例の検討及び見直し）では「改正後4年を目途に」「社会情勢、経済情勢に応じて」「その時代に即した条例とするため」に「検討の上…必要な措置を講じるものとする」としている。</p> <p>今回の見直し提案の「部落差別をはじめとする」の文言根拠としているのは「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」とのことである。</p> <p>同条例は、17年前の6市町村合併時に、市民的議論や議会で議論が一切行われないうち、垂井執行者により新市に専決処分を持ち込まれたものであり、同条例の文言こそ、見直しの対象とすべきである。</p> <p>見直し案、第3条1項に「部落差別をはじめとする」との文言の挿入は「部落差別」を「あらゆる差別」の上位に位置づけることになり、さまざまな差別解消の行政施策、市民的取り組みに弊害をもたらす事になる。</p> <p>提案文から「部落差別をはじめとする」との文言は削除すべきである。</p>

条番号等		分類	NO	意見等
第3条	第1号	意見	10	<p>見直し提案、第3条第1項の「部落差別をはじめとする」との文言は削除が必要です。</p> <p>今日では部落問題が人権と民主主義に関わる中心問題ではなくなりました。貧困や格差、ジェンダー問題、LGBTQや在日外国人の人権保障問題、年齢・特定の「能力」や障害・思想などによって人を差別し排除する問題が、社会から根絶されたとは言えず、広がりや深刻さを増しています。個人の生活や労働、人間としての尊厳が脅かされ、暴力や紛争、社会不安などを引き起こしている現実があります。新型コロナウイルス禍は女性や子ども、高齢者などをふくむ社会的弱者を直撃し、新たな差別が生まれています。</p> <p>さまざまな人権問題が存在するが、どの課題が大きいとか小さいとか、どの痛みが重いとか軽いとか、秤にかけることはできない。</p> <p>伊賀市自治基本条例第58条（この条例の検討及び見直し）では「改正後4年を目途に」「社会情勢、経済情勢に応じて」「その時代に即した条例とするため」に「検討の上…必要な措置を講じるものとする」としている。</p> <p>今回の見直し提案の「部落差別をはじめとする」の文言の根拠としているのは「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」とのことである。</p> <p>同条例は、17年前の6市町村合併時に、市民的議論や議会での議論が一切行われないうち、垂井執行者により新市に専決処分を持ち込まれたものであり、同条例の文言こそ、見直しの対象とすべきである。</p> <p>見直し案、第3条1項に「部落差別をはじめとする」との文言の挿入は「部落差別」を「あらゆる差別」の上位に位置づけることになり、さまざまな差別解消の行政施策、市民的取り組みに弊害をもたらす事になる。</p> <p>提案文から「部落差別をはじめとする」との文言は削除すべきです。</p>
			11	<p>全ての差別のない社会をめざすためになぜ部落差別だけを特別に強調されるのかわかりません。この文言は省くべきと思います。</p>
			12	<p>部落差別をはじめとする文言を削除すべきである</p> <p>人権は個人に与えられた権利であり、個人を尊重し、保障することが人権の基本である。近代の社会での常識である。差別問題も人権獲得の一つであるが、差別問題が解決すれば人権が保障されるものではない。</p> <p>「部落差別をはじめ・・・」の文言をいれることにより、人権が矮小化され、部落問題が肥大化する。市民に部落問題が解決すれば、人権が保障されるとする誤った認識を与える。伊賀市の行政は、三重県下でも数少ない、同和課を設置し、同和施策を実施し、部落差別解消として様々なことが行われ、その結果、旧同和地区住民以外差別者であり、旧同和地区住民は差別されるものとし、市民に自分自身の差別性を自覚することであるという啓発等がおこなわれ、施策が受けられるもの・受けられないものが生まれ、行政のもつ公平・公正さをいだつしている。このことは市民を分断し、伊賀市の同和啓発・同和施策に対して自由に意見を述べることも憚れる状況を作り出している。人権尊重でなく、人権侵害そのものであると考える。</p> <p>この文言をいれることは、各住民自治協議会に人権侵害を助長し、進めることになる。</p>

条番号等		分類	NO	意見等
第3条	第1号	意見	13	改正案にある「部落差別をはじめとする」は不要と思います。伊賀市のまちづくりは人権尊重、反差別の精神で進めるという姿勢が明確にされればよいと考えます。 ただし、解説に「部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃条例」の趣旨とそれとのリンク、また世界人権宣言や各種条約や日本国憲法などの趣旨については記載をしていただきたい。 また、解説文（「また、これまで…」）を次のように修正するよう提案します。 「また、市民生活全般について、あらゆる角度から差別撤廃を目指し、暮らしの中に人権についての学びがあり、お互いを尊重しあえる文化を確立することがまちづくりにとって不可欠であることを明確にするため、この条文を追加して定めます。」
			14	新たに人権条文を加えていることの説明には「差別しないことがあたりまえの日常」とありますが、あまりに薄っぺらい人権です。自治基本条例の前文には「人が輝く地域が輝く」とわかりやすく人権の目途があります。さらに12条、13条、14条には市民の権利とともに社会的に参加機会が狭められかねない外国籍の人、若者、女性、障がいのある人などへの配慮が必要なために国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず平等な立場で参加し認め合うとあります。これらの条項は部落差別という必ず克服できる差別を過去のものにする決意と新しい部落差別をつくらない現実を踏まえた表現になっています。 提案 「市民は誰も個人として尊重されほったらかしにされることなくほったらかしにしない。お互いを認めあい豊かな文化の地域社会を形成する」
			15	「部落差別をはじめとするあらゆる差別のない」を削除してください。人権は、差別がないだけでなく、人として生きる権利全般のものです。権利擁護の矮小化にとどまらず、「部落差別をはじめとする」という文言で、市民に大いなる誤解を与えます。市が推進されている人権擁護は、幅広いものであるし、障害を持つ人にとっては、「障がい者差別をはじめとする」と言いたいのではないのでしょうか。分断や誤解を持ち込むような表記は市の条例にふさわしくありません。
			16	「市民一人ひとりの人権が保障され、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、互いに多様性を認め合う、人権文化あふれる地域を形成する。」この文中の（部落差別をはじめとする）を削除されたい。 理由 ここで言う差別を受ける部落は伊賀市の何処ですか？と問われたらどう答えますか このような質問が出るとしたら自治基本条例が伊賀市に差別を持ち込むことになります。人権差別に部落差別の文言を特別扱いにすることは許されません。 （部落差別をはじめとする）文言をあらゆる差別の撤廃に関する条例平成16年に制定された条例第146号から全て削除改正する時代の流れではないのでしょうか。今や市民の中に部落は存在しません。
			17	改正案に加えられた（1）について 市民一人ひとりの人権が保障され部落差別をはじめとするあらゆる差別のない互いに多様性を認め合う人権文化あふれる地域を形成する。 （意見） 下線の部分を削除してください。部落差別、同和行政解消に逆行することになります。
			18	「部落差別をはじめとする」の文言を削除することが伊賀市の人権施策を公正で民主的な施策にする第一歩と考えます。
			19	「部落差別をはじめとする」とあるが、なぜ部落差別を第1に取り上げるのか分からない。今の社会、人間の差別として大きなものは男女差別、働き方差別ではないだろうか。 部落差別だけ取り出して市民に注目させようとする市のやり方は納得できない。それこそ、部落差別の文言を削除すべきである。

条番号等		分類	NO	意見等
第3条	第1号	意見	20	改正案にある「部落差別をはじめとする」という文言は、削除すべきです。差別には、女性・障がい者・人種・フクシマ・アイヌ・思想・学歴・性など、様々のものがあります。伊賀市が様々な機会を通して使っている「部落差別をはじめとする」というフレーズは、部落差別を特別扱いし、差別を序列化しています。差別に「はじめ」も「最後」もありません。差別をなくそうと言っている伊賀市が、人権・差別問題に差別と分断を持ち込んでいると思います。また、伊賀市は国の特別措置法が終了したにも関わらず、特定の地域を「同和地区」と規定し、「部落差別をはじめとする」という文言から始まる条例を根拠に同和施策を継続しています。その文言を、伊賀市の憲法ともいわれている自治基本条例に規定することは、部落差別の解消に逆行し、同和行政の永続になると考えるため、削除すべきです。
			21	部落差別という言葉は必要です。部落差別で結婚や職場で生きづらい思いをしている人はまだまだたくさんいます。
			22	部落差別をはじめとするあらゆる差別…は必ず必要。差別が未だにある以上この条約を無くしてしまうと差別がなくなったと認識してしまい皆んなの意識が疎かになってしまう。今の子どもたちに差別を受けさせない、させないようにするには一つでも多く条約を結び方がいいと思う。
			23	部落差別が未だに残っているのは、私たち市民の知識や理解が不足しているところが大きいと思っています。正しく知れば、誰もが「こんな差別はおかしい!」と気づくはず。部落差別をはじめとする・・・と明文化することで、特定の一部の問題ではなく、全ての市民にとっての課題であることがわかりやすく、伝わる内容になると思います。ぜひ、この言葉を入れてください。
			24	部落差別に関して誰もが学ぶ必要があります。今現在、この差別で苦しんでいる人もたくさんおり、勉強しようとしている若者もいます。学習しなくて良い、知らなければいい、とうのは絶対に間違っています。
			25	長い間、伊賀市が、部落差別をはじめとする、あらゆる差別をなくす取り組みを続けてきた事は、伊賀市民のみならず、全国のたくさんの方々の、生きる力になってきたはず。こうして基本理念に明確に記載することで、誰もが、誰にも邪魔されず幸せに生きる事を、何より大事に考える市民でありたいという覚悟だと思えます。ここまで、先人の方々のたくさんの方々の取り組みに、感謝いたします。

条番号等		分類	NO	意見等
第3条	第1号	意見	26	<p>今回の改正案については基本的に賛同します。部落差別解消推進法が施行されて以降、①市が実施した人権意識調査では未だ、結婚や身元調査、同和地区の忌避意識などが厳しく存在していることが明らかになっていること②生活実態調査では同和地区住民が差別被害に遭っていることや未だ多くが泣き寝入りとなっていること③市に報告される差別事象の中で高等学校では「部落アウティング」を高校生が行う問題が報告されている他、市内の高校で部落という言葉を他者を揶揄するために使用する問題が起き続けていること④社会現場で起きた事象の報告例の多くは、結婚差別事案や同和地区の問い合わせなどであり、そうした事象が相次いでいること⑤インターネット上では市内同和地区や住民に対する差別や偏見を助長扇動するものだけでなく、同和地区の所在地情報を公開するというアウティング問題が次々と発生し、未だネット上から削除されないという被害を持続させていること⑥同和地区にルーツのある若者たちから、市内各所でマイクロアグレッションの被害に遭っていることなど、今回のような表記が必要な問題が可視化されています。市の条例の名称が「部落差別をはじめとするあらゆる差別」となっていることだけが、今回の条文に反映した理由だけでなく、上記のような問題が市内各所で相次いでいることを受けての改正であることを多くの市民に認識されてほしいと思います。また、こうした部落差別に対して、差別を受けている側・受ける可能性のある側の被差別部落にルーツのある人たちが、差別解消の責任まで負わされているという、差別問題においてあってはならない、差別問題の原則が守られていないのも市の現状です。部落差別に対して、「自分は差別していないからいい」という認識にある市民によって、上記のような部落差別は支えられ、維持され、被差別の側に被害を受ける状況をつくってきました。これは部落差別問題に限らず、障害者問題や外国人問題なども同様です。差別に対して何もしない市民は、何もしないことで、差別に加担し、差別を容認する結果を招いていることを自覚してもらう必要があると思います。法施行以降、早期に部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃していくためにも、次のように改正されることを提案します。「市民一人ひとりが、すべての人の人権を尊重し、未だ存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別をしない、支えない、なくすための努力を重ね、多様性が保障される、人権文化あふれる地域を形成する主体者となるよう不断の努力を積み上げる。」よろしく願いいたします。</p>

条番号等		分類	NO	意見等
第3条	第1号	意見	27	基本理念の改正案に、(1)の文言を入れることに賛成です。30年近く人権啓発の懇談会に参加してきましたが、まだまだ部落問題に関する市民の差別意識が強く残っています。この現状を、「人権の尊重」という文言で一般化して、一括りに出来ない現状だからです。たとえば、障がい者問題の当事者で、身体障がい者の方が、精神障がい者の問題を理解できていない実態があります。同じように、LGBTQの当事者が、部落問題を理解しているかは別問題です。市民啓発に参加していて、テーマが部落問題でなくても、まず強く表出するのは被差別部落への偏見です。だから、部落差別問題抜きに人権を語ることは出来ません。アメリカ社会で、人種問題・特に黒人差別問題を中心に据えて、人権を捉えることと同じです。
			28	「部落差別をはじめとするあらゆる差別」という文言自体が差別的ではないでしょうか。部落差別とそれ以外の差別、部落差別の被害者とそれ以外の差別の被害者、部落差別解消に取り組む人とそれ以外の差別解消に取り組む人、それぞれを差別しているように感じます。伊賀市の最高法規の自治基本条例、しかもその中の基本理念の中に差別的な文言を入れることには断固反対です。
			29	「部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、互いに多様性を認めあう、人権文化あふれる地域を形成する。」という記述に賛成です。2016年に国から出された部落差別解消推進法の主旨に則り、インターネット上での差別情報の氾濫をはじめ、見えにくくなっていますがまだまだ残されている部落差別の現実に対して、私たち一人ひとりの課題として取り組まなければならないという確認をするために、大切な文章だと思います。
			30	あらゆる差別のない…の文言の前に、何故「部落差別をはじめとする」が入るのか、疑問です。その理由は何ですか。少なからぬ年数と諸経費を費やして部落解放施策を熱心に行われてきました。部落差別はあってはなりません。まだ成果が上がらないと仰るなら、それは施策や教育自体に問題があるかもと省みる必要があると思います。あらゆる差別問題に伊賀市は優劣を付けることになり、人権施策に支障をきたす策です。そんな人権意識の街に私達市民を住まわせてはなりません。「部落差別をはじめとする」を削除してもらいたいと思います。
			31	「部落差別をはじめとする」の文言は削除すべきである。伊賀市には、「部落差別をはじめとする差別撤廃する条例」が制定されている。部落問題解決は重要な市の課題であるが、条例として制定されている。 条文を策定するよりも、昨年暮れ、市職員が支所問題の話の中で「上野のある特別な自治協と同じで本地域も特別な考えをしている。やりにくい」との発言を我々にされた。「特別な」とはいろいろな解釈もできるが、私は部落問題を含んだ発言と理解した。その意がなくても、多様性を認め合う人権文化の地域形成と真逆の発言である。まず、市職員の人権感覚の涵養が重要で、いままで何をしてきたのかを問いたい。

条番号等		分類	NO	意見等
第3条	第1号	意見	32	基本的に「改正案」に賛成します。伊賀市自治基本条例に「部落差別をはじめとするあらゆる差別のない……」との表現が入ったことは大変意義深いと考えます。これまで、伊賀市における人権教育及び人権行政の内実を創り出してきたのは、紛れもなく同和教育であり同和行政でした。そのことを踏まえた表現だと思います。さらには、水平社以来、部落差別をなくすための活動が、他の差別の解消を目指す活動にも大きな影響を与え、連携を密にしながら、すべての人々の幸福追求が実現できる社会の実現を目指してきていることは、周知の事実だと考えます。そうした背景を勘案された上での表現だと思いますので、改正案に賛成です。決して、差別の解消に順番をつけているのではないことは明白です。
			33	「部落差別をはじめとする」を削除してください
			34	「部落差別をはじめとする」を削除してください
			35	「部落問題をはじめとするあらゆる差別のない、、、」の文言が入ることで、伊賀市としても一市民としても、全ての人の人権を大切にしていけるべきだとより意識できるようになると思います。コロナ禍の今、人権文化あふれる地域こそ、みんなが住みやすく、社会全体が目指すべきものであると思います。
			36	第3条の基本理念の(1)に人権の条文が追加されています。人権が保障されることや互いに多様性が認め合うことは、人が生きていく上で、また、まちづくりにおいて大前提であると考えます。大事なことは、その前提のうえで、違いを力にしていけること、ともに新たな価値を創造していくことであると考えます。特に伊賀市は、外国ルーツの住民や多様な性的指向の住民、移住者などの多様な人々が共生するまちです。そうした地域特性を踏まえた条文が適当ではないかと考えます。例えば、「市民一人ひとりの人権が保障され、互いに多様性を認め合い、ともに新たな価値を創造する地域を形成する」というような条文に変更していただければと思います。
第3条	第3号	意見	37	現行第3条2項の各地域の「各」の削除は、広い伊賀市において各地の伝統と文化があり尊重すべきである。それぞれの歴史の重みを大切にしてこそ発展性がある。各地区の「各」の言葉には重みがあり、残すべきである。
第3条	第4号	意見	38	市民のつながりが広がり深まるような伊賀市の実現をめざすための目標として、次のように表現を修正していただきたい。 「市民が情報を共有し、市内を安心安全に行き来できる豊かな人的交流が育まれる環境づくりに努めるとともに、…」
			39	「創造性」というよりも、いまあるものを大切に「個性」を発揮できる伊賀市の実現をめざすための目標として、次のように表現を修正していただきたい。 「…他圏域とも交流・連携を進め、個性あふれる地域を形成する。」

条番号等	分類	NO	意見等
第26条	意見	40	<p>伊賀市ホームページで拝見しましたが、伊賀市自治基本条例審議会の第1回会議資料の資料2の10ページ目にあります、【参考：改正案第26条の2】（住民自治協議会の役割と責務）を今回の改正に当たり加えるべきと考えます。</p> <p>理由は、この記載を見る限りでは、「※改正案の一部を修正・・・「第26条の2を削除」（議員発議）」とあるので、おそらく前回の改正案時に議員発議により削除されたものと思われるが、その削除理由は存じ上げませんが、この条文が欠落しているが故に、何処の住民自治協議会かは申し上げませんが、住民自治協議会そのものや、これを執行する組織や役員によって、意図的または非意図的な情報途絶や遮断・封殺、また独善的な自治協運営が罷り通り、地域住民全員の知る権利や、ひいては基本的人権が著しく侵害されています。正にその原因は、この改正案第26条の2（住民自治協議会の役割と責務）に記載の条文がすっぽりと抜け落ちていることによるものと確信します。</p> <p>特に、当時の改正案第26条の2第2項から第4項については、この条文を加えられると困る者が、特定の議員を使い、削除せしめたのかと思ってしまうほど、この条文が無いことにより傍若無人で欺瞞的な自治協の運営が罷り通っていることからしても、極めて重要な条文です。</p> <p>もし審議会等において市民への意見聴取が可能であるならば、私はいくらかでも矢面に立って、具体的な事例を詳細に証言する用意があります。</p> <p>それほど、この削除されたという第26条の2の条文は大切です。</p> <p>意見④で述べた「下位条項」の必要性は、正にこの改正案第26条の2にある内容を意図して書いたものなので、当初それが想定されていた事実を知り、腑に落ちたのと同時に、それが削除されていたことに驚愕しています。</p> <p>これは、日々、自治協や市当局の、「住民自治」と言いつつも“欺瞞的住民自治”の遂行に翻弄されている無名の一市民である私からしても、必ず加えるべき条文であると断言できるものであり、これが無ければ、正に『仏作って魂入れず』以外の何物でもありません。</p> <p>一つの具体例を挙げるとすれば、自治基本条例審議会をはじめとした各種審議会や委員会の委員のうち、所属団体を代表して委員に入っているいわゆる1号委員や3号委員の人たちは、住民団体なり所属組織の代表として会議に参加している訳ですが、本来は、会議で発言する大きな方向性や方針に係る意見は、全権委任を受けていない限りは所属団体の総意であるはずで、また、会議結果も構成員にあまねく周知して然るべきであり、それであって初めて「市民参加」と言えるのだと思います。しかし、単に代表を務める者が、あたかも個人的に出席、発言して、会議資料を自家の引き出しに仕舞っているようでは、本当の「市民参加」とは言えません。自治協の代表者による審議会の報告など、当方はこれまで一度も受けたことがありません。すなわち、自分たちのまちづくりに対して、意見を言う権利はおろか、知る権利さえも、ことごとく蹂躪されている状態が、おそらく伊賀市全域で当たり前のようになっています。</p> <p>この改正案第26条の2が規定されていれば、このようなことは、名目上は防ぐことが出来ます。</p>

条番号等		分類	NO	意見等
第26条	第3項	意見	41	市長は当該地域において行われる住民生活と関連の深い事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものと定められているが、その事務の内容については、「住民自治協議会の同意事務に関する規則」第2条で、市が当該地域に設置・運営する公共施設で、市長が必要と認めるもののみとなっている。自治基本条例は、審議会も開催し住民の意見も反映する立場をとっているが、執行上の肝心な部分については、「規則」という形で、行政の都合の良い内容にしているというように勘ぐられても仕方がなく、行政側の本意と反するのではないかと。規則の内容についても、住民自治協議会と関連が深い項目については、あらかじめ意見聞き、反映すべきではないかと。
第28条	解説	意見	42	今の伊賀市自治基本条例には、地区別計画と記載されており、地区振興計画とは、記載されていない。 市は、平成27年度から平成29年度までの計画期間の地区振興計画書に、「これまでの地区別計画では、内容が総花的であったことや、各支所が関与する施策や事業が曖昧であったことに加え、進行管理がなされておらず、市民と行政の協働により取り組む施策を示した施策の管理もできていなかったといった課題がありました。」と記述している。 伊賀市自治基本条例に記載されている地区別計画の未達成を隠すためなのか、変える必要のない名称を、伊賀市自治基本条例を無視して、地区振興計画に変えて再スタートさせたように思える。このときに、阿山支所は、「地区振興計画の年度毎の進行管理を適切に行い成果を上げる。」という約束をされました。 そこで、現在の地区振興計画の進行管理状況や取り組みの成果を知りたく思います。ぜひ、地域住民への開示をお願いします。
第33条 第34条		意見	43	改正案には「設置することができる」となっているが、「設置する」としていただきたい。 解説文に、「報告書に任意の設置という方向性が出ている」と書かれていますが、第34条の内容を受けするためには、「設置する」としておかなければならないのではないのでしょうか。今後、審議を進める中で、第34条とも連動して、「任意」にするかどうか、検討していただきたい。

条番号等		分類	NO	意見等
第37条		意見	44	<p>法第155条に基づかない支所では、支所とは名前ばかりで風前の灯火である。コロナ禍の中、十分な話し合いがもたれなかった。地域の願いや現状の把握が不十分なまま、見切り発車の感がある。この条例は伊賀市の憲法と言われ、市の地方自治の根幹に関わっている。市の行政執行にフリーハンドを与えてはならないし、補完性の原則の解釈を行政に都合の良いように、上から目線で押しつけてくる実態がある。</p> <p>地方分権の流れの中で用いられる補完性の原則は、概念的に確定されたものではなく行政権を行使する地方公共団体と住民の任意組織である自治協との間に補完性の原則は成立しない。補助支援が大切と考える。</p> <p>地域サイドからみると、市は圧倒的な力を持っている。市を信頼したいが、昨今の様子を振り返ってみると疑問点が幾つかある。理念的な概念形成こそ、しっかりした実態に基づく将来の姿を明確にイメージし、市民に納得される必要がある。</p> <p>支所廃止問題でも、確かな話し合いや納得がなされなかった。行政の考えは「まず行政で企画立案し議会を通じ、その後住民に説明する」との考えは理解できない。住民の意見はどのように反映されるのか。住民の願いとの乖離は1番まずいと考える。行政・議会と自治協・市民との意思疎通を見直し、民主的な社会の実現を望む。</p> <p>昨年暮れの支所問題の話を本庁に伺った時、「まち協会長（私）はガバナンスが効いていない、前の会議で言わないのは了解したことはないか、住民に説得せよ」、まるで行政の手先のような目線での発言が、伊賀市行政の本質を顕しているのではないか。この問題を説明するは、あなた方の仕事であると私は考えている。</p> <p>補完性の原理の内容の明確化、住民自治協との支所機能の向上に向けた検討協議の担保が文言として必要である。生活に関わる雑多（本来 市の仕事）なことをいっばい自治協に押しつけるやり方は、自治協は万歳することは必死である。</p>
第37条	第1項	意見	45	<p>現行では、「市は、法第155条第1項で定める支所を設置し、・・・・・・」としているが、改正案では、その「法第155条第1項で定める」を削除している。</p> <p>第155条第1項に基づく支所とは、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の全般にわたって地域的に分掌する、すなわち「総合出先機関」のことを意味しているとされている。現在の支所は、総務、財政、企画を除く部署がすべて配置されているものではなく「総合出先機関」とは言えない。</p> <p>このことにより今回の改正で155条の第1項を削除するものと思いますが、法156条第1項に規定する「その他の行政機関」には、諸証明の発行だけでなく地域振興や防災、人権啓発等も所掌することになる支所は、一般住民の権利義務に密接な関係のある機能を担当する「行政機関」と解すると、第156条第1項に当たるのではないかと思います。</p> <p>よって、「市は、第156条第1項に規定する支所を設置し・・・・・・」とするべきと考えます。</p>
第37条	第2項	意見	46	<p>支所で行う業務の範囲については市長が別に定めるとあるが、「伊賀市支所設置条例施行規則」、「伊賀市事務決裁規程」の改正も今回同時に行うことになるのか。もしそうであれば、規則、規程の改正案も同時に提案すべきであり、施行規則については、改正前にあらかじめ住民（住民自治協議会）の意見を聞き反映すべきである。</p>
			47	<p>「支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。」は、現行の「市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。」としてください。支所の役割は、住民自治の支援だけではありません。また、そうしてはいけません。行政サービスの出先機関として市長の権限に属する事務の委任を位置づけるべきです。市町村合併による住民サービスの低下はないとの約束ではなかったですか。</p>

条番号等	分類	NO	意見等
第2条 第37条	意見	48	<p>「補完性の原則」の解釈、理解について</p> <p>自治基本条例では、前文や第3条で「補完性の原則」という概念が記述されているほか、第5節柱書きや第37条柱書きにおいて、「補完」という言葉が用いられていますが、ここで言う「補完」と、基本理念で掲げる「補完性の原則」とは全く別次元の用法、解釈です。</p> <p>これが、意図した別の用法であるならばほど問題はありませんが、これが基本理念で掲げる「補完性の原則」の下位条項として記述しているならば、それは大きな間違いです。</p> <p>意見「NO.3」でも少し述べましたが、「補完性の原則」とは、第37条で示されているような単に市が住民自治活動を補完するとか、または逆に、市民が行政を補完するという単純な意味ではなく、先ず最小の単位である「個人」が自分でできることは自分で言い、それが不可能な場合や非現実的な場合に限り、その部分のみを次の段階規模の主体で実施するという発展した概念です。</p> <p>これまでの市のあらゆる条例や施策を見ても、自治基本条例第5条で他の条例・規則等との体系化を図るとあるにもかかわらず、全く体系化が図られていないことから考えると、市当局自身が、この「補完性の原則」を単に「補完する」や「補完し合う」というふうに解釈していることに他ならないと言わざるを得ません。</p> <p>したがって私はこれまでも、総合計画などのパブリックコメントでも再三に渡り指摘してきましたが、その指摘すらも理解できないのか、それともこれまでの解釈の間違いを認めたくないからなのかは分かりませんが、市はこれを正す気配はありません。</p> <p>本来、第3条（基本理念）に定める「補完性の原則」の規定を、第5条（この条例の位置付け・体系化）に則って正しく運用した場合、伊賀市の全ての条例にこの「補完性の原則」が反映されることとなります。</p> <p>具体的には、例えば「飲み水」に関しては、水道法如何に関わらず、先ず取り組むべきは、各戸単位の井戸水などの自給できる飲料水を最優先に、利用促進する施策・条例が整備されなければならない、これがどうしても不可能もしくは非現実的な地域では、小規模水源地を利用する制度を、それすらも不可能もしくは非現実的な地域については、広域上水道に頼るといった条例・施策が展開されなければならないこととなります。しかし、伊賀市では、昨今、県から押し売りされたゆめが丘浄水場という広域上水道に、さらにその上を行く国営事業である川上ダムの上水道を引込むという極めて一足飛びとも言える、補完性の原則とは完全に逆行する施策が執られようとしています。</p> <p>このような事は、現在の自治基本条例の規定からしても、全く実行不可能なものであり、完全に自治基本条例の基本理念からも逸脱していると言えます。ゴミ処理行政などに関しても、同じことが言えます。</p> <p>この原因は、第3条に定める「補完性の原則」が正しく解釈できていないことと、第5条に定める他の条例規則との体系化が全く図られていないことによるものと断言できます。</p> <p>これまで、市長を筆頭とする市当局や監視役の市議会、またこれまでの自治基本条例審議会においても誰もこれを指摘することなくここまで来ているのなら、それは誰一人として「補完性の原則」を理解していないまま、誤運用してきたということを実に示すものです。</p> <p>はたして、現在の自治基本条例審議会委員の中に、何人この“誤解釈”“誤運用”を認識している人がいるか分かりませんが、今後の伊賀市の命運は現在の自治基本条例審議会委員に賭かっていると断言しても過言ではありません。</p> <p>したがって、前文の【解説】にある「補完性の原則」についての解説を、第2条（用語の定義）に加筆することを提案します。ただし、解説文中の「（前略）…個人では不可能もしくは非効率なことは…（後略）」の「非効率」の部分については、非効率と言ってしまうと全て効率化の名の元に大規模化、一極集中化してしまい、補完性の原則が本末転倒となってしまうので、「非現実的」と記述するべきです。</p>

条番号等		分類	NO	意見等
第37条	解説	意見	49	<p>解説に具体的な例示を加えていただきたい。 以下の案を提案します。 「定期的な住民アンケートの実施」「中長期視野の地区まちづくり計画の見直し・改定」「定期的な規約の見直し」「単年度の自治協活動計画の策定、進捗チェックならびに総括」「予算・決算」「自治協活動について住民への説明責任」など、地域における住民自治を積極的に支援する機関と位置付けています。 (※ただし、地域担当職員の支援は問題提起や啓発をするのであって、実務作業を担うことにはなりません。)</p>
第49条		意見	50	<p>49条にある「他の計画」は何を想定したものなのか漠然としていますから具体性が欲しいです。</p>
第50条		意見	51	<p>「市は国及び、三重県と対等の立場に立ち、自治の発展の為に協力して適切な関係の構築に努めるものとする」。これはしごく当然のことと信じて疑わずに来ました。改めて条例に盛り込まれる意義は何なのでしょう。 この文言と全く真逆のことが、2017年に命の水に関わる事業基本計画策定において(否、伊賀市合併のどさくさの時にさかのぼって)記録をたどり、県にも行き、国の各省庁にもいってみました。肝心の所の記録開示はしてもらえず、伊賀市の水道事業が県の用水供給事業からはらい下げのプロセスは闇の中であることを知りました。ストーリーがとぎれたままなのです。これは、対等の立場に立っていないことを示唆していると想像しました。更にこの過程と三重県からの払い下げ水道事業の内訳話を市は市民に対して、正直ではなかったことは忘れられません。都合悪くなると口を閉ざすことが度々で職員さんも苦しかったと思いますが、市民に対しては全ての情報を開示し、正直であつたらどんなによかったかと思えます。 ゆめが丘浄水場(稼働率65%位)の払い下げ全額を8.7億円という破格値でした！とはなんとという市民への欺き行為であると思います。県・国と対等の立場に立てる法的な裏付けはあるのでしょうか？空念仏にならないための事項もつけ加えるべきだと思います。</p>
			52	<p>……努めるものとする。⇒「努める」にする。定住自立圏は、行政機関としての取り組みは理解できる。絆づくりの補助金を使うとき、行政が窓口でおこなう。無理な補助金制度は自治協活動を損ねる。地域のイベント等の補助金に広域連携に馴染まない。</p>

条番号等		分類	NO	意見等
全般		意見	53	全般を通じて、初見の人にもわかるように解説を充実させていただきたい。
			54	現状、自治協が説明もせず勝手にやっているという感覚が少なからず住民にはあります。自治協議会のもつ権能を明確にするとともに、住民に対する説明責任を果たす責任も必要であると思います。これからの審議を通じて、条文化を実現してほしいと思います。
			55	市内39自治協の活動について、学びあうための横のつながりが重視されなければならないと思います。行政当局に対峙するためのつながりばかりではなく、自治協活動をよりよくするための研修が自主的に行われるように行政は支援を進めるべきだと考えます。（教育委員会が「生涯学習」と位置付けている以上、教委の責任も大きいはずなので、その責任を果たしてほしい。）
			56	伊賀市に居住する在日外国人への市民権利として選挙の権利が伊賀市にはありません。ご検討いただいて書き加えてもらえると幸いです。
			57	自治基本条例の実効性に関して①——施行規則等の運用規定について 伊賀市自治基本条例では言及した条文はありませんが、他の自治体では、条例の実効的な運用を図るべく、施行規則などの詳細な運用規定を設けることが条文に明記されている自治体もあります。伊賀市においても、施行規則の制定もしくは、施行規則を設けなければならない旨を記載するかどうか、検討する必要があると思います。その理由は、いくら崇高な条文を掲げていても、実効性がなければ「絵に描いた餅」だからです。私はこの実効性の無さによる被害を現在も日々被っていますので、必要とあらば、審議会等に赴いて、具体的な事例を詳細に証言する用意があります。
58	自治基本条例の実効性に関して②——罰則規定について 地方自治法第14条第3項では、「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」とありますが、本来こういった罰則規定が無ければ、どんな崇高な条例を掲げてても所詮は「絵に描いた餅」です。市民や当局職員が全員、法令を順守するならそれでもよいですが、そんな完璧な社会ならば、道路交通法にも罰則規定は不要ですし、刑法も不要です。そんな完璧な社会ではないから、地方自治法第14条第3項において、条例への罰則規定の設置が認められていると思います。 これが無いせいで、伊賀市自治基本条例においても規定を逸脱、無視した者勝ち、その被害を受けた者が泣き寝入りをする状態が条例制定以降もずっと続いています。したがって、罰則規定に関しても、状況を見て検討する必要があると考えます。			

条番号等		分類	NO	意見等
全般	(現行) 第18条	意見	59	改正みなおし案は、各住民自治協議会で意見交換を行うべきである。 この条例は、自治協議会を縛るものであり、自治協議会員に参加する市民をもしばるものとなる。主体が市民にあるから市民の声を大切にしなければならないはずで す。にもかかわらず、行政の考えを自治協議会及び市民に押し付けるものであり、民 主主義を否定するものである。行政の「人権視点」の観点を入れるという立場との整 合性があるとは思えない。
			60	<p>◆ 市民参加で見直しを 自治基本条例第18条には、「市は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃 しようとするときは、（中略）市民の参加を図らなければならない」との規定があり ます。 伊賀市自治基本条例は、「伊賀市の最高規範」「伊賀市の憲法と位置付けた」も のであり、見直しについては、他の諸条例より一層市民の参加を重視しなければなり ません。 ところが、前回（2012：平成24年）の見直しと比べ、今回は議会と市民に対し ての説明、市民の参加機会が極端に少なくなっています。</p> <p>① 議員への説明 前回：4回 今回：1回 ② パブリックコメント 前回：2回 今回：1回 ③ 住民説明会 前回：5回 今回：0回 ④ 意見交換会 前回：5回 今回：0回</p> <p>前回は市議会議員全員懇談会での説明3回。パブリックコメントは2回実施し、5 回の住民説明会を開きました。 その後、上記説明会とパブリックコメントでの、それぞれの意見を公表した後、5 回の意見交換会を開きました。 最後に市議会議員全員懇談会で説明をした上で、議会に諮りました。 今回は、市議会議員全員協議会（令和3年12月23日）での説明と、同日付け夕方 に募集開始のパブリックコメントのみです。 パブリックコメントの期間は、規定では「30日以上」ですが、募集開始日と年末 年始を除くと実施23日間の短さです。 また、審議会資料「当面のスケジュール」では、住民説明会も意見交換会も開催す る予定は有りません。</p> <p>また、2021（令和3）年9月の第5回定例議会で制定された「伊賀市自治基本条 例審議会条例」による第1回審議会（2021年11月5日）からは、わずか3ヶ月弱 の審議で「答申」予定です。 今回は、議員にも市民にも、十分な情報提供と、意見交換の機会を与えず、審議会 でもわずか3回の審議で、慌ただしく見直しの結論を出そうとしています。</p> <p>◆ 条例18条1項と2項を整理して検討を パブリックコメント募集要項では、見直し項目①～④とも「今年度中の改正を目指 すものであり、改正後も条例の見直しは継続します」となっています。</p> <p>①の「基本理念」と③の「新たな視点」の項目は、市民への初めての提案であると 共に、伊賀市自治基本条例第18条（条例制定における市民参加）第1項に該当し、 「市民の参加を図らなければならない」項目です。 ②の「計画の終了」と④の「条例改正内容と整合性を図る」は、伊賀市自治基本条 例18条第2項1号に該当し、「関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定 改廃に政策的な判断を必要としない場合」です。</p> <p>見直し検討では、条例18条の1項と2項を整理して、「市民の参加を図らなけれ ばならない」1項は「今年度中の改正」に含めず「今後引き続き検討を行うもの」と し、必要な時間をかけて熟議・検討すべきものと考えます。 見直しのスケジュールと見直し項目を適正なものとし、市民の参加が保障される手 立てを図らなければなりません。</p>

条番号等		分類	NO	意見等
全般	(現行) 第18条	意見	61	<p>《 市民参加で見直しを 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治基本条例第18条の「市は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、(中略)市民の参加を図らなければならない」との規定の趣旨に添ったものになっていません。 ● 伊賀市自治基本条例は、「伊賀市の最高規範」(参考資料2 P-1 伊賀市自治基本条例のポイント)「伊賀市の憲法と位置付けた」(参考資料2 P-9 前文 解説)ものです。 <p>見直しについては、他の諸条例より一層市民の参加を重視しなければなりません。</p> <p>《 今回の見直しスケジュール 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今回は、市議会議員全員協議会(令和3年12月23日)での説明と、同日付け募集開始のパブリックコメント1回のみで、パブリックコメントの期間が規定では「30日以上」ですが、年末年始を除くと実質24日間の短さです。 ● また、住民説明会も意見交換会も開催する予定は有りません。 ● 2021(令和3)年9月定例議会で制定された「伊賀市自治基本条例審議会条例」による第1回審議会(2021年11月5日)からは、わずか3ヶ月弱の審議で「答申」予定です。 ● 今回は、議員にも市民にも、十分な情報提供と、意見交換の機会を与えず、慌ただしく見直しの結論を出そうとしています。 <p>《 見直しは、条例18条を遵守して 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント募集要項では、見直し項目①～④とも「今年度中の改正を目指すものであり、改正後も条例の見直しは継続します」となっています。 ● ①の「基本理念」と③の「新たな視点」の項目は、市民への初めての提案であるとともに、伊賀市自治基本条例18条(条例制定における市民参加)第1項に該当し、「市民の参加を図らなければならない」項目です。 ● ②の「計画の終了」と④の「条例改正内容と整合性を図る」は、伊賀市自治基本条例18条第2項1号に該当し、「関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合」です。 <ul style="list-style-type: none"> ● 見直し検討では、1項と2項を切り離して、1項は「今年度中の改正」に含めず「今後引き続き検討を行うもの」とし、必要な時間をかけて熟議・検討すべきものと考えます。
全般	参考資料1	意見	62	<p>見直し検討の経過報告をみると、住民生活に直接の関わりが深い。審議会として、H24年の改定後の総括をされる必要がある。なぜ、このような改正内容が提議されたのか明確にされたい。お願いします。</p>